

功勞スノーボード指導者規程

(目的・資格)

第1条 この規程は、スノーボード指導員又はスノーボード準指導員の資格を有し、取得後20年以上を経過し、当該年度の1月1日現在60歳以上の者で加盟団体長が推薦する者を、スノーボード指導員にあつては功勞スノーボード指導員(以下、「功勞指導員」という。)、スノーボード準指導員にあつては功勞スノーボード準指導員(以下、「功勞準指導員」という。)として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦)

第2条 加盟団体長は、第1条による有資格者の中から適格者を、10月31日までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあつては、有効なスノーボード指導者資格を保有していなければならない。資格が停止又は喪失している場合は認められない。

(認定)

第3条 功勞指導員及び功勞準指導員は、理事会において認定する。

(公認料)

第3条の2 功勞指導員及び功勞準指導員の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を、本連盟へ納入しなければならない。

(認定証)

第4条 功勞指導員及び功勞準指導員を証するため、認定者に認定証及びバッジ(実費配付)を付与する。

(特典)

第5条 功勞指導員及び功勞準指導員は、指導者研修会の出席義務が免除される。

(資格の喪失)

第6条 功勞指導員又は功勞準指導員で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により資格を喪失する。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき
- (2) 本連盟の規約に違反し、指導員としての体面を汚すような行為があつたとき
- (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(登録料の納期)

第7条 第1条に定める功勞指導員又は功勞準指導員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

令和3年7月7日 制定